

令和4年第4回堺市教育委員会議事録

開催日	令和4年3月14日(月)
場所	堺市総合福祉会館5階第3研修室A・B
会議種類	定例会
教育長の報告	①令和4年度堺市立学校園運営における指針について
議案・報告	議案第5号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について 議案第6号 堺市教育委員会職員の勤務時間に関する規則の一部改正について 議案第7号 市長からの意見聴取(令和3年度 堺市一般会計補正予算)について 議案第8号 事務局職員の人事異動について
教育長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山嵯久樹教育次長 松下廣伸教育監 橘健一理事 中山真裕美教委総務部長 橋本宏司教委総務課長 江戸善信学校教育部長、桑田裕介学校指導課長 永木里恵教育政策課長、至田義朋教育政策課長補佐 木村久美子教育政策課企画係長
署名委員	河盛幹雄委員 宮本功委員
開会宣言	午後2時30分
日渡円教育長	これより、令和4年第4回教育委員会を開催します。 本日は定例会です。 教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に係る理事者全員が出席しています。
日渡円教育長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、河盛委員、宮本委員を指名します。 次に、さきにお配りしました、令和4年第2回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【教育長の報告①】	令和4年度堺市立学校園運営における指針について
日渡円教育長	それでは、教育長の報告①「令和4年度堺市立学校園運営における指針について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明】 江戸善信学校教育部長	令和4年度堺市立学校園運営における指針についてご説明いたします。 指針は、これまでの「堺市立学校園に対する指示事項」を名称変更・改訂し、より一層自主性・自律性に富んだ学校運営の一助とすること、また、昨年度教育委員からもご意見いただきましたとおり、「第3期未来をつくる堺教育プラン(以下「第3期プラン」という。)」の5年計画を見据え、成果指標を意識しながら、各学校園が創意工夫ある取組を推進できるよう、第3期プランにおける5年間の主な取組に基づき、第3期プラン2年目となる令和4年度の学校園の取組指針を示したものです。 詳細については担当課長よりご説明いたします。

<p>【説明】 桑田裕介学校指導 課長</p>	<p>はじめに、本指針改訂の趣旨についてご説明いたします。</p> <p>近年の急激な社会の変化や、多様で複雑化した課題の解決に向け、学校園が臨機応変に対応し、機動的・能動的に動くためには、校園長を中心に、学校園の組織マネジメント力の強化を図っていくことが一層重要であり、自主性・自律性に富んだ学校園運営の確立を図る必要があります。</p> <p>また、第3期プランとの整合性をさらに図り、当プランにおける本市の方針等を踏まえつつ、各学校園における創意工夫ある取組を推進することが重要です。</p> <p>そこで、第3期プランにおける5年間の主な取組に基づき、令和4年度の学校園の取組指針を示すこととし、自主性・自律性に富んだ学校園運営の一助となるよう、これまでの「堺市立学校園に対する指示事項」を名称変更・改訂し、本指針として作成しました。</p> <p>主な変更点としまして、構成・章立てにつきましては、各学校園における創意工夫ある取組を推進するため、各年度に定めていた教育重点目標及び学校指標を削除しました。</p> <p>また、本指針の冒頭に、「はじめに」を新たに掲載し、本指針の活用にあたり、改訂の趣旨等を示しました。</p> <p>第3期プランとの整合性をさらに図るため、第2章の構成を変更しました。これまでの指示事項では、学校園が取り組むべき「重点取組」を示したうえで、「具体的な取組」及び「学校指標」を示しておりましたが、本指針では、第3期プランにおける「成果指標」及び「主な取組」を示し、5年間のうちの2年次の取組の指針となる具体的な取組を示しています。</p> <p>具体的な取組については、令和3年度の教育委員会での議論や決定事項等を踏まえて、修正・追加しています。</p> <p>なお、本指針につきましては、3月末に全学校園に配付いたします。また、堺市HPや教育情報ネットワーク（SSA）にも掲載する予定です。</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>本件についてご質問・ご意見はありますか。 ご質問、ご意見なしと認めます。</p>
<p>【案件】</p>	<p>日程第1 議案第5号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>次に日程に入ります。</p> <p>日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。</p> <p>日程第1「議案第5号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 橋本宏司教委総務 課長</p>	<p>本件は、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正を行うものです。改正の趣旨及び内容については、大きく4点あります。</p> <p>1点め、教育が抱える課題の解消と次代を担う子どもたちの未来を見据え、中学校区を一体的にマネジメントする小中一貫した教育体制を構築するため、総務部に学校改革推進室を新設するものです。</p> <p>2点め、義務教育9年間を見通した、より一層の系統性・連続性を意識したカリキュラムへの改善に注力するため、学校指導課を教育課程課に改称するものです。</p> <p>3点め、近年増加しているいじめや不登校等の生徒指導業務への対応を図る体制を強化し、学校保健及び保健体育に関する業務を一体的に実施する体制を整備するため、保健体育等に関する事務を規定上明確にするとともに、当該事務を生徒指導課から学校総務課に移管し、学校総務課を学校保健体育課に改称するものです。</p> <p>4点め、堺市中学校給食改革実施計画の策定に伴い、学校現場における全員喫食制の中学校給食の実施に向けた取組を推進するため、中学校給食準備室を学校給食課に統合するものです。</p> <p>最後に、規定の整備を行うものです。</p> <p>施行期日は令和4年4月1日です。</p>

日渡円教育長	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 2 議案第 6 号 堺市教育委員会職員の勤務時間に関する規則の一部改正について
日渡円教育長	次に、日程第 2「議案第 6 号 堺市教育委員会職員の勤務時間に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 橋本宏司教委総務課長	本件は、市立幼稚園における用務業務に従事する者の勤務時間等について、幼稚園の実態に合わせて設定できるよう所要の改正を行うものです。 また、堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。 改正の内容について、ご説明します。 市立学校園において用務業務に従事する者の勤務時間等については、現行の規則では、校種に限らず一つの特例として別表で定めておりますが、市立幼稚園における用務業務に従事する者の勤務時間、休憩時間等に関して、新たに特例を定めるものです。 勤務時間は、「午前 8 時 30 分から午後 3 時まで」を基本とし、課長が指定する日は、「午前 8 時 30 分から午後 3 時 15 分まで」、または「午前 8 時 30 分から午後 5 時まで」とするものです。休憩時間は、「正午から午後 0 時 45 分まで」とするものです。 次に、堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正に伴う規定の整備として、「学校指導課」と規定されている部分を、「教育課程課」に改めるものです。 施行期日は令和 4 年 4 月 1 日です。
日渡円教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見・ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
(日程第 3 議案第 7 号～日程第 4 議案第 8 号は、秘密会として審議)	
日渡円教育長	日程第 3 議案第 7 号「市長からの意見聴取について」は、報道発表等による公表前であるため、また、日程第 4 議案第 8 号「事務局職員の人事異動について」は人事案件のため秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
【案 件】	日程第 3 議案第 7 号 市長からの意見聴取 (令和 3 年度 堺市一般会計補正予算について)
日渡円教育長	日程第 3「議案第 7 号 市長からの意見聴取 (令和 3 年度 堺市一般会計補正予算について)」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 橋本宏司教委総務課長	本件は、令和 4 年第 1 回市議会定例会に提出する議案に関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 歳入予算につきましては、18 款 国庫支出金及び 25 款 市債において総額 38 億 4,407 万 7 千円、歳出予算につきましては、総額 38 億 4,800 万円をそれぞれ

	<p>れ増額補正します。</p> <p>次に第2表繰越明許費補正につきましては、年度末である3月末までに事業完了が見込めないものについて、翌年度に予算を繰越できるようにするものであり、今回は2事業を計上する予定となっております。</p> <p>第3表、地方債補正につきましては、今回の補正予算を編成するにあたり、財源としての地方債の限度額についても増額するものです。</p> <p>今回の補正予算につきましては、国の令和3年度補正予算への対応として、国庫補助の予算内示があった事業について、本市の予算においても令和3年度予算として計上する必要があることから、必要となる事業費を予算計上するものです。</p> <p>歳入については、国庫支出金を7億1,327万7千円、市債を31億3,080万円、それぞれ増額するものです。</p> <p>歳出については、年度末である3月での予算編成となることから、来年度に繰り越したうえで事業実施ができるよう、現計予算に加え、繰越明許費の予算についても併せて計上することとしています。</p> <p>金額については、それぞれ38億4,800万円の増額となっております。</p> <p>内容としては、小学校特別教室への空調整備や小・中学校の便所改修、外壁改修工事などとなっております。</p> <p>最後に、第3表 地方債補正については、今回の補正予算を編成するにあたり、財源としての地方債の限度額を増額するもので、小学校、中学校に関するものを合わせて、31億3,080万円の増額補正を行います。</p>
日渡円教育長	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。
日渡円教育長	繰越明許費とは、どういうものかと、なぜ繰越明許費を補正予算に組むことになったのか、理由を説明してください。
橋本宏司教委総務課長	<p>繰越明許費についてですが、地方公共団体において予算を編成する場合、使い道を決めた予算は1年間で使うことが原則であり、これを単年度主義といいます。しかし、事情により年度内にその支出が終わらない見込のあるものについて、翌年度に繰り越して使うことができるようにする手続を行って確保した経費を繰越明許費といいます。</p> <p>繰越明許費を補正予算に組むこと理由ですが、国の補正予算に伴う国庫補助の内示時期と本市の当初予算編成時期の関係で、結果として、国庫補助金の内示が当初予算編成に間に合わなかったため、急遽、現在開催中の市議会に議会上程して3月補正予算として予算確保する必要が生じました。予算編成時期が3月であり、3月末日までの支出が見込めないことから、予め補正予算編成において、翌年度に繰り越して事業実施できるよう、現計予算に加えて、繰越明許費を計上することとしたものです。</p>
日渡円教育長	<p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第4 議案第8号 事務局職員の人事異動について
日渡円教育長	<p>それでは、「日程第4 議案第8号 事務局職員の人事異動について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
【説 明】 橋本宏司教委総務課長	令和4年度堺市立学校園管理職の人事異動について、人事案を上程するものです。
【採 決】	可決

閉 会 宣 言	午後 2 時 55 分
日渡田教育長	以上をもちまして、定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 4 年度第 4 回教育委員会を閉会いたします。